

木津川市行財政改革推進委員会 会議経過要旨

会 議 名	平成28年度第3回 木津川市行財政改革推進委員会		
日 時	平成29年1月13日（金） 午後1時50分～午後3時50分	場 所	木津川市役所第2北別館 2階会議室 （公開）
出 席 者	委 員	<input checked="" type="checkbox"/> 澤井委員（会長） <input type="checkbox"/> 新川委員（副会長） <input checked="" type="checkbox"/> 可知委員 <input checked="" type="checkbox"/> 木村委員 <input checked="" type="checkbox"/> 山岡委員 <input checked="" type="checkbox"/> 山口委員 <input checked="" type="checkbox"/> 坂本委員 <input checked="" type="checkbox"/> 藤田委員 <input checked="" type="checkbox"/> 水野委員	
	（出席： <input checked="" type="checkbox"/> ） （欠席： <input type="checkbox"/> ）		
	その他出席者	（傍聴者） 1名 （財政課）福田課長補佐、 （市長室）井上市長室長付次長 （人事秘書課）比志島係長 （建設部）若狭部長 （管理課）西村課長、木村主幹、西置係長、吉田係長	
庶 務	（事務局） 中島総務部長 奥田室長 広瀬主事		
議 題	1. 開 会 2. 議 事 （1）事業仕分け事前審議について ①職員労務管理事業費 ②職員研修事業費 ③公園維持管理事業費 ④街路樹等管理事業費 （2）公共施設等総合管理計画の答申（案）について 3. そ の 他 （1）平成28年度事業仕分けについて 4. 閉 会		
会議結果要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・事業仕分けの対象4項目について、資料等の内容確認と事前審議を行い、疑義については後日、資料等の提出を求めた。 ・公共施設等総合管理計画の答申（案）について、原案のとおり承認し、後日、市長への答申を行うことを決定した。 		
会議結果要旨	1. 開 会		

◎：議事・進行
○：質問・意見
⇒：説明・回答

2. 議 事

◎議事前に山岡委員を署名委員に指名した。

(1) 事業仕分け事前審議について

①職員労務管理事業費

資料 1 1 職員労務管理事業費

◎事務局から資料に基づき説明を受け、事前審議を行った。

審議・質疑応答

○共通シートに平成27年度健康診断受診率が99.4%とあるが、事務事業評価調査票の取組実績における受診率が97.6%である。どちらの数字が合っているのか。

また、受診していない職員が3人ほどいるようだが、税金から給与を支払われている市職員は、健康管理も職務のうちなので、受診しない理由について調べる必要があるのではないか。

⇒数値については99.4%が正しい数値です。

また、受診していない職員については、各人の理由があるとは思われますが、ご指摘のとおり健康管理に努めなければならないと考えています。

○保育士等に対する特殊健康診断とは何か。

また、この特殊健康診断を受ける職員の年齢幅には決まりはあるのか。

⇒特殊健康診断では、保育士や幼稚園教諭が乳幼児を抱っこしていると頸腕障害を引き起こしやすいことから、その点を含めて健康状態を確認するものです。

また、特殊健康診断の対象者に年齢幅はないと考えられますが、後日、確認して報告します。

○メンタルヘルス不調者が長期休務申請した理由を、雇用者である市は把握しているのか。

⇒長期休務申請のためには医師の診断書も必要であり、休務者本人と担当医師から不調となった要因の聞き取りを行っており、理由の把握はできております。

○職員がメンタルヘルス不調となる理由には、職場におけるパワーハラスメントも要因にあると考えられる。そのような事実があった場合、原因究明を直ちに行い、良好な職場環境を築くよう努めるべきである。

⇒引き続き、対象者や所管上司等への聞き取り等を通じて、直ちに原因究明を行ってまいります。

○健康相談委託料の支出先である日本産業カウンセラー協会に対して随意契約となっているのは、特殊性に鑑みたものか。

⇒ご指摘のとおり、カウンセリング相談に対応できる専門家を派遣できる機関が当協会に限定されるため、随意契約を行っているものです。なお、産業医は相楽医師会から資格医の派遣を依頼しています。

○民間企業においては新規採用時の健診が義務となっているが、市においてはどうか。

また、その費用負担は誰が行っているのか。

⇒法的な確認は行っていませんが、新規職員については採用までに健診を行い、結果によって配置先を決める参考にします。

また、費用負担については事業者である市が負担しています。

○健診の結果、要精検者はどれだけいるのか。

⇒概ね50%が要精検者です。なお、検診を要する要精検者には再診勧奨を行い、検診を受けたことに対して市への報告を義務付けています。

○人間ドックの助成割合や額はいくらか。

また、検査の項目にはどのようなものがあるのか。

⇒助成割合と額については、後日、確認して報告します。

また、検査項目については、ごく一般的な検査内容のコースを使用しており、45歳に達した者には節目の5年ごとに脳ドック等の項目を追加しております。

②職員研修事業費

資料 2 2 職員研修事業費

◎事務局から資料に基づき説明を受け、事前審議を行った。

審議・質疑応答

○平成28年度事業費見込が、前年度比で153%の増加となっているが、事務事業評価調査票の活動実績では、延べ受研者数と研修実施件数ともに見込がマイナスとなっている。この理由は何か。

⇒平成27年度以前では、パソコン研修や人事評価研修など庁内研修を多く行ったため、事業費があまりかかりませんでした。しかし、平成28年度については、事業費の支出が必要となる新たな外部研修等に参加しているため、事業費の増加が大きくなっております。

○行財政の観点からは、Off-JT、OJT、通信講座の三本柱で従業員研修を進めなくてはならないが、実施しているそれらの研修について、受研後の効果測定は行っているのか。例えば、研修後に研修内容に合わせたテスト等を実施しているのか。

⇒受研後の効果測定やテストについては行っていません。研修終了後に報告書を課内及び人事秘書課に回覧することを基本としています。

○効果測定は必ず行い、職員の成長を確認するべきである。事業費をかけているにもかかわらず、効果が不明では研修を実施する意味がない。

また、公務員に必須である法務や財務についての研修や、管理職にはメンタルヘルス研修の受研を制度化してはどうか。

⇒ご指摘のとおり、職員の資質向上のために研修を実施しているため、効果測定の方法に関する検討も必要と考えます。

また、体系的な研修は、部署により求められる知識が異なる公務員に対しては実施が難しいこともあるかと存じますが、木津川市のまちづくりの概要や法務・財務研修はどの部署でも必要な標準的な内容であり、制度化を検討する必要があるのではないかと考えます。

○効果測定については、研修後のアンケートで代用することができるのではないか。

⇒研修終了後に、研修内容の有用性を問うといった内容のアンケートは実施していますが、先に質問いただきました、知識の習熟度具合をテスト形式で確認するといったことは行っておりません。

○平成28年度職員研修結果分析の「行財政改革に関する職員研修」で、「行財政改革は必要だと思いますか」という問いに対して、「わからない」という職員が10%程度であり、公務員としてこの回答は問題ではないか。「わからない」と回答した職員に対するフォローアップには、どのようなことを考えているのか。

⇒分析の結果、比較的若年層において「わからない」と回答した職員が多かったため、勤続年数が短い若手職員を中心に、行財政改革の必要性について周知していきたいと考えます。

○職員の自発的な意思にもとづく研修はあるのか。

⇒個々の資格取得のために学んでいる職員はおります。また、4、5年前に、職員有志による職員自主研修会というグループが発足しました。研修会では、メンバーが研修テーマについて提案し、各自経費を負担して受講しています。市は、研修を実施するための会場を提供する等、活動を支援しています。研修会のテーマの例を挙げますと、CIR（国際交流員）から英語の発音、窓口での英語対応、外国人と日本人の考えの違いを学ぶ、さらには例規の熟知者から条例の知識を学ぶ、といったものがありました。

○職員自主研修会内の活動について評価を行っているのか。

⇒職員自主研修会内の活動は、あくまでも自主的な活動であることから、人事部署は活動の評価を行っておりません。

○自主勉強会で活動している者を人事評価で評価しているのか。

⇒研修参加者に対しては、人事評価の材料としておりました。

○先般、東京都杉並区の中学校職員が、公務員の守秘義務に反する事件を起こした。公務員倫理について、本市では臨時職員に対して研修を行っ

ているか。

⇒特に個人情報の取り扱いについては、正職員からの指示だけではなく、臨時職員もパソコン等情報系機器を取り扱いますので、庁内のパソコン研修にも参加させています。

○杉並区の事件では、職員指導が疎かな公的機関の脆弱性がさらされた。本市でもわが身と受け止め、研修を通じた職員教育に努めるべきである。

⇒ご指摘のとおり、引き続き研修等を充実させてまいります。

③公園維持管理事業費

資料 3 3 公園維持管理事業費

◎事務局から資料に基づき説明を受け、事前審議を行った。

審議・質疑応答

○平成27年度都市公園・緑地施設等市民自主管理活動から、加茂地域の活動が活発であるように見受けられるが、何か特別な取り組みを行っているのか。

⇒加茂地域においてとりたてて特別な取り組みを行っている事実は把握しておりませんが、自主管理活動には地域長等の声掛けが不可欠であると考えます。また、発足後は活動に共感する市民の輪が広がっていることを実感しています。加えて、各団体の活動をお知らせすることで、新規団体の活動も少しずつ増加しています。

○公園のモニュメント設置の経緯がわからず近隣住民も困惑しているため、公園設立の経緯等を掲示してPRしてはどうか。

また、モニュメントに隠れた場所で未成年者の喫煙が過去に見られたのでその撤去を求めたが、市に断られたことがある。

⇒公園設立の経緯をどのような形式でPRするかは、今後検討してまいります。

また、モニュメントについてはシンボリックな建築物であり、安易に撤去することは困難であることをご理解いただきたいと存じます。

○公園管理委託費の相手方である「民間事業者」とは何を指すのか。

また、シルバー人材センター、緑化協会及び民間事業者への発注における仕分け状況は。

⇒公園管理委託費の民間事業者とは、公園遊具の点検を行う専門業者です。

また、公園維持工事費の発注先は、一般競争入札による除草剪定の民間事業者です。なお、公園管理委託費の発注先は、街区公園等の小規模な公園の除草はシルバー人材センターに、都市緑化に寄与する公園である

近隣公園や広場公園等の除草は、緑化協会に委託することとしています。

○資料3-①において、各公園の面積はわかるものの、公園ごとの費用について記載がないため、全体としての公園管理委託費や維持工事費が高価なのか安価なのか不明である。各々の公園にかかる費用について把握しているのか。委託費や工事費の根拠となる数字はあるのか。

⇒各公園にかかる費用については把握しております。後日、可能な限りご希望の資料をお示しできるようにいたします。

また、事業者ごとの内訳は、シルバー人材センター17,687千円、緑化協会38,494千円、民間事業者56,378千円です。

○事業者の委託費については一括発注しているのか。

⇒基本的には一括発注です。ただし、緊急時には随時発注を行います。

○地方自治法上、高額な事業費の随意契約を行うには相応の理由が必要だが、その理由は何か。1者契約には問題があるのではないか。

⇒シルバー人材センターは、地方自治法施行令で随意契約が認められています。また、民間事業者と比較して、シルバー人材センターや緑化協会は安価に契約できるため、過去の経過や現場認識度から、現在はその2事業者と随意契約を行っている次第です。

○随意契約は安易な理由で行うものではなく、相応の理由が明記されて然るべきである。担当課には、今後も契約内容を十分考慮の上、事業を進めることを求める。

⇒ご指摘のとおり、引き続き法律に基づいた決裁を受け、契約を執行するように対応いたします。

○なぜ随意契約を行っているのかという説得力のあるデータを準備してほしい。

⇒後日、根拠を示す資料を準備いたします。

○シルバー人材センターや緑化協会で働く人々の処遇についてはどうか。

シルバー人材センターであれば、最低賃金が保障されず、事故に遭っても自己責任となり、結果、契約金額が低く抑えられてしまう事実も考えられる。

⇒緑化協会は友の会が業務を担っておりますが、賃金内容の詳細については資料を持ち合わせておりません。また、シルバー人材センターの契約に関しましては、定められた単価に委託料を賦課した金額を契約しています。

○緑化協会は、協会がさらに事業の外部委託を行っているのか。

⇒緑化協会の直営で、友の会が担っておりますが、賃金内容も含めて、後日、確認して報告します。

④街路樹等管理事業費

資料4 4 街路樹等管理事業費

◎事務局から資料に基づき説明を受け、事前審議を行った。

審議・質疑応答

○街路樹等維持管理工事費は、剪定等専門技術を持つ造園業者が相手方であり、街路樹等管理委託料は高度な専門技術は不要であるため、シルバー人材センターが相手方という理解でいいのか。

⇒ご指摘のとおり、シルバー人材センターへの委託は、高度な技術を要しない除草や低木剪定です。

○シルバー人材センターは地域の高齢者の就労という役割も担っているが、街路樹の管理に関して、市民自主管理活動を採用入れる予定はないか。

⇒街路樹等管理事業全般において、道路上の作業であり、市民には危険を伴うことから、市民自主管理活動はそぐわないため、採用の予定はございません。現在は、アダプトプログラムを通じた落ち葉の掃除や、街路樹前の住民の方々のボランティアに依存しているところです。

○入札の予定価格の公表は行っているか。

また、落札価格が予定価格と近い入札もあるのか。

⇒予定価格の公表は行っております。

また、市全体の入札結果においては、予定価格に近い落札もあります。

○入札を行う業者には何らかの制限を設けているのか。

また、市は最低制限価格近くで入札する業者を選ぶという基本原則を守ってほしい。最低限の仕事ができるという目安は、最低制限価格の設定で判断できるはずである。

⇒本事業の入札に参加できるのは、市内業者のみとしております。

また、本市の実態として、落札価格が予定価格近くで高止まりしているわけではないことをご理解いただきたいと存じます。

○相手が行政であるからといった安易な考えで受託する業者との契約は望ましくない。金額に見合った工事が施工されているかの確認は行っているか。

⇒当然ながら、工事の仕上がりについては担当課が行っています。

○街路樹等管理における農薬の散布は、薬品の種類や量ともに、市との間で合意確認されたものを使用しているのか。

⇒資料の持ち合わせがないため、後日、確認して報告します。

○街路樹等管理は単年度契約か。事業者にとっては、長期的な契約の見通しがつく複数年度契約の方が、長い目で見れば契約金額が安価になることも多い。

⇒当事業のような維持管理工事は、地方自治法上、長期維持契約の対象外

	<p>であるため、単年度契約となります。</p> <p>(2) 公共施設等総合管理計画の答申（案）について</p> <p>資料5 公共施設等総合管理計画答申（案）</p> <p>資料8 公共施設等総合管理計画パブリックコメント結果</p> <p>◎事務局から、公共施設等総合管理計画答申（案）の説明を受けた。原案のとおり承認し、次回第4回行財政改革推進委員会にて、市長への答申を行うことを決定した。</p> <p>3. その他</p> <p>(1) 平成28年度事業仕分けについて</p> <p>資料6 平成28年度事業仕分け要領</p> <p>資料7 平成28年度事業仕分け（意見募集）</p> <p>◎事務局から、平成28年度事業仕分け要領と、実施中の意見募集の進捗状況について説明を受けた。</p> <p>審議・質疑応答</p> <p>○事業規模は変更せずに、事業の実施手段等についての提案を示す場合は、「(4) 市実施改善（内容・規模）」か「(6) 市実施（拡充）」のどちらを選択したらよいか。</p> <p>⇒事業規模の大幅な変更がない場合は、(4) 市実施改善（内容・規模）をお選びください。(6) 市実施（拡充）は、現状以上の事業への予算投入や新規事業の創設の場合にお選びください。</p> <p>4. 閉 会</p>
<p>その他特記事項</p>	<p>後日事務局から送付する書類</p> <p>・第3回委員会の審議を踏まえた追加資料</p>